

# 東亞經濟論叢

第壹卷 第壹號

昭和十六年二月

## 創刊號

宋金貿易に於ける茶錢及び絹について	文學博士 加藤 繁
中國金融の特殊性	經濟學博士 小島昌太郎
支那農村の包稅制度に就いて	經濟學博士 八木芳之助
現代支那社會論	文學士 小竹文夫
支那に於ける米の流通機構と其の流通費用	經濟學士 天野元之助
墨家の經濟思想	經濟學士 穂積文雄
領用制の進展	經濟學士 徳永清行
東亞食糧問題と食糧慣習	經濟學士 大上末廣
買辦制度	經濟學士 鈴木総一郎
支那に於ける教會の社會性	經濟學士 澤崎堅造
支那紡績業に於ける勞働請負制度	經濟學士 岡部利良
中國に於ける聯合準備制度について	經濟學士 熊本吉郎
佛領印度支那の財政	經濟學士 島本融
東亞廣域經濟の貿易政策	經濟學博士 谷口吉彦

(禁轉載)

書肆 有斐閣 發賣

# 墨家の經濟思想

穂 積 文 雄

墨家の經濟思想をうかゞふとはふとするのであるが、墨家は先秦時代一世を風靡せること、例へば、韓非子の顯學篇に、『世之顯學。儒墨也。』とあり、孟子も、滕文公章句下に於て『楊朱墨翟之言。盈天下。天下之言。不歸楊則歸墨。』と言つてゐるによりて想見するをうるも、儒家が孔子に始まり孟荀二子によりて發展せしめられ、道家が老子を祖として莊楊二子に於て展開せられると趣を異にし、墨家は始祖墨子の後、孔子に於ける孟荀、老子に對する莊楊に該當する者を求め難く、從て墨家の經濟思想をうかゞふの仕事はほとんど墨子の經濟思想をうかゞふを以て足るとなしうることなほあだかも、フィジクラットの經濟思想の考察がその始祖フランソア・ケネトの經濟思想の考察を以て足るとせられるに似るものがある。それで墨家の經濟思想をうかゞふ私の仕事は墨子の經濟思想をうかゞふことに外ならぬこととなる。然らば墨子の經濟思想は如何にあるかと云へば、吾々は墨子に於て富を尊び經濟を重んずる思想家を見ると言つても大して言ひ過ぎにはならぬこと墨子の次の諸句によりて明であらう。曰く

墨家の經濟思想

第一卷 一二七 第一號 一二七

1) 韓非子、卷第十九、顯學第五十。  
2) 孟子、卷第六、滕文公章句下。



何也。曰彼以爲。強必貴。不強必賤。強必榮。不強必辱。故不敢怠倦。今也農夫之所以蚤出暮入。強乎耕稼樹藝。多聚菽粟。而不敢怠倦者何也。曰彼以爲。強必富。不強必貧。強必飽。不強必飢。故不敢怠倦。今也婦人之所以夙興夜寐。強乎紡績織紝。多治麻統葛緒拊布練。而不敢怠倦者何也。曰彼以爲。強必富。不強必貧。強必暖。不強必寒。故不敢怠倦。今雖母在平王公大人黃若信有命而致行之。則必怠乎聽獄治政矣。卿大夫必怠乎治官府矣。農夫必怠乎耕稼樹藝矣。婦人必怠乎紡績織紝矣。至公大人怠乎聽獄治政。卿大夫怠乎治官府。則我以爲天下必亂矣。農夫怠乎耕稼樹藝。婦人怠乎紡績織紝。則我以爲天下衣食之財將必不足矣。

そしていまこれらの章句は墨子が富は労働の産果にして、生産は労働にまつとすることを示し、そして墨子がかく労働の重要性を高倡することが、やがて勤勞主義と稱せられる所以であるとともに、また莊子から『以自苦爲極』と評せられる所以でもある。然しながら墨子は必ずしも自苦の爲に自苦を爲すものではなく、たゞ富を獲得せんと欲し、富を獲得する爲には生産を營まざるべからず、そして生産は労働によらざるべからざることを識認せるに外ならぬとなすべきであらう。そしてそれは實に今日の經濟理論よりみるも間然するところなしと言ふをばゞからぬかと思ふのであるが、然し労働は苦痛と同義語であり、苦痛なるが故に遊戯とならず、從て労働として行はれることを要するとさへ言はれることを思へば、莊子の評また必ずしもひとを誣ひるものとは言へなからう。

それはともかく、すでに富を以て労働の産果なりとすれば、富を欲すれば先づ労働力の大なることが要請せられ、労働力の大なることの要請は先づ労働者の衆多なることの要請となり、それは即人口の大なることの要求であ

8) 墨子, 卷之九, 非命下第三十七。

9) 莊子, 卷第十, 天下第三十三

らねばならぬと考へられるが、果して墨子は人口の大なることの必要を肯定して曰ふ、『君實欲民之衆。而惡其寡云々』<sup>10)</sup>『人民寡則從事乎衆之』<sup>11)</sup>『古者王公大人爲政於國家者。皆欲國家之富。人民之衆。刑政之治』<sup>12)</sup>

然らば人口の増大は如何にして可能であらうか。今これに對する墨子の思想をうかゞふとき、吾々はそれが早婚の主張、蓄妾の排撃及び殉死の禁止、戰爭の否認、厚葬久喪の廢止、並に苛斂誅求の除去に於て成り立つるを見らる。しばらく墨子自らの言葉を以て順次にこれを示せば曰く、

孰爲難倍。唯人爲難倍。然人有可倍也。昔者聖王爲法曰。丈夫年二十。毋敢不處家。女子年十五。毋敢不事人。此聖王之法也。聖王既沒。於民恣也。其欲蚤處家者。有所二十年處家。其欲晚處家者。有所四十年處家。以其蚤與其晚相踐。後聖王之法十年。若純三年而字。子生可以二三人矣。此不惟使民蚤處家則可以倍與。<sup>13)</sup>

凡回於天地之間。包於四海之內。天壤之情。陰陽之和。莫不有也。雖至聖不能更也。何以知其然。聖人有傳。天地也則曰上下。四時也則曰陰陽。人情也則曰男女。禽獸也則曰牡牝雄雌也。眞天壤之情。雖有先王不能更也。雖上世至聖必蓄私。不以傷行。故民無怨。宮無拘女。故天下無寡夫。內無拘女。外無寡夫。故天下之民衆。當今之君。其蓄私也。大國拘女累千。小國累百。是以天下之男多寡無妻。女多拘無夫。男女失時。故民少。君實欲民之衆而惡其寡。當蓄私不可不節。<sup>14)</sup>天子諸侯殺殉。衆者數百。寡者數十。將軍大夫殺殉。衆者數十。寡者數人。<sup>15)</sup>

大人惟毋興師以攻伐鄰國。久者終年。速者數月。男女久不相見。此所以寡人之道也。與居處不安。飲食不時。作疾病死者。與侵就寢。攻城野戰死者。不可勝數。此不令爲政者。所以寡人之道。數術而起與。<sup>16)</sup>今不嘗觀其說。好攻伐之國。若使中興師。君子數百。庶人也。必且數千。徒倍十萬。然後足以師而動矣。久者數歲。速者數月。是上不暇聽治。士不暇治其官府。農夫不暇稼穡。婦人不暇紡績織紵。則是國家失卒。而百姓易勞也。然而又與其車馬之疲弊。幔幕帷蓋。三軍之用。用兵之師。五分而得其一。則猶爲序疏矣。然而又與其散亡道路。道路遠。糧食不繼。際乖飲食

10) 第六卷上第二十二節  
11) 第六卷上第二十二節  
12) 第六卷上第二十二節  
13) 第六卷上第二十二節

14) 第六卷上第二十二節  
15) 第六卷上第二十二節  
16) 第六卷上第二十二節



るにも亦役立つことは多言を要せぬところであらう。

そして右に引けるところはいづれも主として人の能力の不等に基く分業であるが、墨子はさらに地域の不同に基く分業をも識認せることは例へばこれを次の句に於てうかゞふをうるであらう。曰く、『荊有雲夢。犀兕麋鹿滿之。江漢之魚鼈鼉鼉。爲天下富。宋所爲無云々。』<sup>22)</sup>

ただし、人的分業と言ひ、地域的分業と言ふも、何れも謂はゞ職業と職業の間に於ける分業であるが、分業はそれぐの業の内部に於ても現はれて、所謂作業過程の分割、即分勞又は分工と呼ばれるものが成り立ち、そして勞働の能率の増進はこれに於て最顯著なることは、まことにアダム・スミスの説くところの如くである。そしてわが墨子もまた分業を論じて此點にまで到達せることは彼が、

譬若築牆然。能築者築。能實壤者實壤。能欣者欣。然後牆成也。爲義猶是也。能談辯者談辯。能說書者說書。能從事者從事。然後義事成也。<sup>23)</sup>

と言へるによりて知るを得べく、それは吾人の讚嘆に値するところではなければならぬ。

然しいくら勞働の能率が増進しても、その勞働が有効適切に使用せられねば凡そ意義がない。即無用の物の生産をさけて有用の物の生産にふりむけられねばならぬ。換言すれば奢侈品の生産に向けられる如き勞働力を引き上げてこれを必需品の生産に用ひることが肝要である。そして墨子がこの點に就いてもまた考慮をめぐらすをおこたらぬことは、例へば後に彼の消費論に於てうかゞひうる如く節用を説きながらも、なほかつまた例へば次の如く述べざるによりてこれをうかゞひうるであらう。曰く、

22) 墨子, 卷之十三, 公輸第五十。  
23) 墨子, 卷之十一, 耕柱第四十六。

聖王作爲舟車。以便民之事。其爲舟車也。全固輕利。可以任重致遠。其爲用財少而爲利多。是以民樂而利之。……當今之主其爲舟車。與此異矣。全固輕利皆已具。必厚作斂於百姓。以飾舟車。飾車以文采。飾舟以刻鏤。女子廢其紡織而修文采。故民寒。男子離其耕稼而脩刻鏤。故民饑。<sup>24)</sup>

また先に引ける如く戦争を否認し、重農を説ける點はまたこの角度より把握することも可能であらう。

これを要するに墨子は富を重じ、富は労働の産果なる所以を明かにし、從て労働の能率増進の必要を識認し、そして労働の能率は分業に依るべきを理解する。然かるに分業は協業にまで集化せられざるべからず、分業集化は流通に於て成り立ち、流通は先づ交易の形態をとる。だから流通、從てまた交易は分業の結果分裂せる生産者と消費者を財貨獲得の上に於て連結し、以て生産物を生産者の手より消費者の手にまで流通せしむるものであり從てそれは生産者消費者間に存する間隔の克服に於て成り立つ。然かるに生産者消費者の間には人的間隔、時間的間隔及び空間的間隔がある。そして先づその空間的間隔を克服するもの即所謂交通であり、次にその時間的間隔を克服するもの即所謂保管であり、最後にその人的間隔を克服するもの即所謂貨幣である。

先づ交通に就いては墨子は種々思索をめぐらし、特に舟車の要を説いて詳しきものがある。曰く、

古之民未知爲舟車時。重任不移。遠道不至。故聖王作爲舟車以便民之事。<sup>25)</sup>

車爲服重致遠。乘之則安。引之則利。安以不傷人。利以速至。此車之利也。古者聖王爲大川廣谷之不可濟。於是利爲舟楫。是以將之則止。雖上者三公諸侯至。舟楫不易。津人不飾。此舟之利也。<sup>26)</sup>

其爲舟車何以爲。車以行陸陸。舟以行川谷。以通四方之利。凡爲舟車之道。加輕以利者辛鉏。不加者去之。凡其爲此物也。無不加用而爲者。是故用財不費。民得不勞。其輿利多矣。<sup>27)</sup>

24) 墨子, 卷之一, 辭過第六。

25) 墨子, 上。卷之六, 節用上第二十一。

26) 墨子, 卷之六, 節用上第二十。

27) 墨子, 卷之六, 節用上第二十。

次に保管に就いてはそれ程に詳しい考察を示して居らぬやうであるが、それでも吾々はなほ次の諸句に於てその關心の淺からざるをみる。曰く、

倉無備粟不可以待凶饑。庫無備兵雖有義不能征……虛其府庫……故國離寇敵則傷。民見凶饑則亡……故周書曰。國無三年之食者。國非其國也。家無三年之食者。子非其子也。此之謂國備。府庫實滿。足以待不然。<sup>28)</sup>

然しながら貨幣に就いてはその語るところ極めて少なく、吾々はたゞ僅に『買。刀糴相爲買。刀輕則糴必貴。刀重則糴必易。王刀無變。糴有變。歲變糴則歲變刀。若鬻子』<sup>30)</sup>と言へるをめぐるとゞめざるを得ぬかと思ふが、然しそれは實に財貨の價格は財貨の價値の貨幣に於ける表現であり、從て貨幣價値と物價は相關關係に於て立ち物價の騰貴は則貨幣價値の下落であり、その下落は則貨幣價値の騰貴であり、そしてそれらの逆もまた成り立つことを理解せるもので、もつとも彼がその場合貨幣價値、從てまた物價の變動の要因を財貨の量の變動にのみ求めて貨幣の側に求めず、『王刀變するなくして糴には變するあり。』と云へるはどうかとも思ふが、ともかく貨幣價値變動に關する極めて透徹せる見解なりと稱するを妨げぬであらう。

或は彼が、

厚爲皮幣。卑辭令。巫備禮四鄰諸侯。<sup>31)</sup> 外有以爲皮幣。與四鄰諸侯交接。<sup>32)</sup> 外有以爲環璧珠玉。以聘撓四鄰。<sup>33)</sup>

等と言へる場合のその皮幣を以て貨幣となし、これらの言を以て貨幣に就いて語るものだとするむきもあるが、こゝに所謂皮幣は皮と幣の並立せる語にすぎぬこと、例へば孟子注疏解經卷二、梁惠王章句下の疏に於て皮幣に

28) 墨子, 卷之九, 尚賢中第九。  
29) 墨子, 卷之七, 天志中第二十七。  
30) 墨子, 卷之十, 經說下第四十三。  
31) 墨子, 卷之十三, 魯問第四十九。

32) 墨子, 卷之二, 尚賢中第九。  
33) 墨子, 卷之七, 天志中第二十七。

註して『皮狐貉之裘。幣繒帛之貨。』<sup>34)</sup>と言へるが如くで、從てそれが貨幣を指すものではないこと飯島幡司博士が論ぜられるところの如くであると思ふ。

然し、ともかくも貨幣に就いての見解が示されてゐることは貨幣の存在せるが故であり、そして貨幣が存在するところでは交易は賣買の形態をとり、財貨は價格の具有者として現はれることとなる。それで墨子に於て價格に關する思想をうかがつてみることは必ずしも木によつて魚を求むるのたぐひではないことはすでに前掲の彼の貨幣に關する言がそれを示してゐるが、彼はさらに價格に就いて次の如く述べてゐる。曰く、

『買宜則警。說在盡。』<sup>35)</sup>『買盡也者。盡去其所以不盡也。其所以其不盡去。則警。缶賈也。宜不宜。缶欲不欲。若敗邦鬻室嫁子。無子。』<sup>37)</sup>

そしてそれは實に價格の形成を論じて需要供給の勢力の均衡するところに於て成り立つとするものと解すべく、その説明の展開が宛然今日の市場價格説のそれを彷彿せしむるものあるはまた偉とするに足るであらう。

生産せられたる財貨が交易によりてそれ／＼生産者の手より消費者の手に流れ行きて落ちつきたる状態に於て眺むるとき、これを分配と言へるかと思ふが、然らば分配の角度よりみると墨子の思想は如何にあるであらうかとうかがふに、その場合吾々は墨子が

『有餘力。不能以相勞。腐朽餘財。不以相分。隱匿良道。不以相教。天下之亂。若禽獸然。』<sup>36)</sup>

天之意……欲人之有力相營。有道相教。有財相分也。又欲上之強聽治也。下之強從事也。上強聽治則國家治矣。下強從事則財用足矣。<sup>38)</sup>

34) 孟子、卷第二、梁惠王章句下。  
35) 飯島幡司、支那幣制論、頁十五。  
36) 墨子、卷之十、經下第四十一。

37) 墨子、卷之十、經上第四十三。  
38) 墨子、卷之十、經上第四十一。  
39) 墨子、卷之十、經上第四十二。

爲賢之道將奈何。曰。有力者疾以助人。有財者勉以分人。有道者勸以教人。若此則飢者得食。寒者得衣。亂者得治。若飢則得食。寒則得衣。亂則得治。此安生生。<sup>40)</sup>

と言ふをきく。そしてそれは言ふまでもなく富の偏在、貧富の懸隔を非とするものであり、從てそれは均分を理想とするものと解すべきである。これ彼が楊朱の個人主義に對して社會主義の代表者とせられる所以であるが、然しながら私をして言はしむれば、その『餘財相分つ』と言ひ『有財相分つ』と言ふとき、それは私有財産制度を前提として始めて可能であるのであつて、若し私有財産が無いなら、そも／＼人に分つべき財のあるべき理なく、從てまた餘財なく、有財相分ち、餘財相分かつなどいふことは思ひもよらぬところでなければならぬであらう。それで墨子は均分を説くとは言つてもそれは普通の社會主義に於けるが如く私有財産制度を否認するものではなくて却てそれを肯定し、その上に立脚して慈善を爲すことを説くものであり、それはあだかも中世のキリスト教が慈善寄捨を爲す爲には私有財産なかるべからずとしてそこに私有財産制度の存在理由を求めたとする論理を同じうするの觀なきを得ぬものがある。たゞ然しながら墨子は均分を説くと同時に兼愛を説くこと例へば次の如くである。曰く、

視人之國。若視其國。視人之家。若視其家。視人之身。若視其身。<sup>41)</sup>

諸侯相愛。則不野戰。家主相愛。則不相篡。人與人相愛。則不相賊。君臣相愛。則惠忠。父子相愛。則慈孝。兄弟相愛。則和調。天下之人皆相愛。強不執弱。衆不劫寡。富不侮貧。貴不敖賤。詐不欺愚。<sup>42)</sup>

兼者聖王之道也。王公大人之所以安也。萬民衣食之所以足也……此聖王之道而萬民之大利也。<sup>43)</sup>

40) 墨子, 卷之二, 尚賢下第十。  
41) 墨子, 卷之四, 兼愛中第十五。  
42) 墨子, 卷之四, 兼愛下第十六。  
43) 墨子, 卷之四, 兼愛下第十六。

だから彼の均分主義は自他の區別を廢する謂はゞ無階級的なるところにその特徴を有し、この點に於て儒家者流の均分主義と大にその趣を異にする。これ孟子が墨家を評して『墨子兼愛。は無父也。無父……是禽獸也』<sup>44)</sup>と言へる所以であるが、しかしそれ故にこそ、それはまた單なる均分主義よりもより社會主義へつながると評すべきであらう。

富は生産せられ、交易を通じて消費者に分配せられ、そこで始めてその本來の目的たる消費の用に供せられる。然らば消費に關しては墨子は如何に考へるか。消費に關する彼の考へは實に節儉であり節用であり、實利を責びて無用の費を去るべきことを繰り返へし説いて倦むところを知らざるものゝ如く、まことに節儉論は墨子に於て極まれるの感がある。然らば彼の節儉論は如何と云へば、彼は曰ふ。

儉節則昌。淫佚則亡。<sup>45)</sup>

聖人爲政一國。一國可倍也。大之爲政天下。天下可倍也。其倍之非外取地也。因其國家。去其無用之費。足以倍之。聖王爲政。其發令興事。使民用財也。無不加用而爲者。是故用財不費。民得不勞。其興利多矣。<sup>46)</sup>

そして、これ實に彼の節儉説の一般的の原理原則を爲すもので、彼がこの一般原理原則を展開して衣食住に適用するところにその各論に該當するものが成り立つとみることが出来る。曰く、

古者聖王制爲飲食之法。曰。足以充虛。繼氣。強股肱。耳目聰明。則止。不極五味之調。芬香之和。不致遠國珍怪異物。<sup>47)</sup>

古者聖王制爲衣服之法。曰。冬服紺緞之衣。輕且暖。夏服絺綌之衣。輕且清。則止。諸加費不加於民利者。聖王弗爲。<sup>48)</sup>

聖王作爲宮室。爲宮室之法。曰。室高足以辟潤濕。邊足以圍風寒。上足以待雪霜雨露。官牆之高足以別男女之禮。謹此則

44) 孟子, 卷之六, 滕文公下。  
45) 孟子, 卷之六, 滕文公上。  
46) 孟子, 卷之六, 滕文公中。  
47) 孟子, 卷之六, 滕文公下。  
48) 同上。

止。凡費財勞力不加利者不爲也。<sup>49)</sup>

そして、この節儉論がさらに擴大せられるとき、次に引く如き彼の有名なる節葬、非樂、非攻の諸論が展開せられることゝなると解することができる。曰く、

今雖毋法執厚葬久喪者言以爲事乎國家。此存乎王公大人有喪者曰。棺槨必重。葬理必厚。衣裳必多。文繡必繁。邱隴必巨。存乎匹夫賤人死者。借竭家室。存乎諸侯死者。虛府庫。然後金玉珠璣比乎身。綸組節約車馬藏乎壙。又必多爲彔幕鼎鼓几筵。壘濫戈劍羽旄齒革寢而埋之。滿意若送從。……計厚葬。爲多埋賦之財者也。計久葬。爲久禁從事者也。財以成者。扶而埋之。後得生者而久禁之。以此求富。此譬猶禁耕而求穫也。<sup>50)</sup>

厚葬久喪。實不可以富貧衆寡定危治亂乎。則非仁也。非義也。非孝子之事也。爲人謀者不可不沮也。<sup>51)</sup>

古聖王制爲葬埋之法。曰。棺三寸。足以朽體。衣裳三領。足以覆惡。以及其葬也。下毋及泉。上毋通臭。壘者參耕之畝則止矣。死者已以葬。生者必無久哭。而疾而從事。人爲其所能。以交相利也。<sup>52)</sup>

子墨子之所以非樂者。非以大鐘鳴鼓琴瑟芋笙之聲以爲不樂也。非以刻鏤華采文章之色以爲不美也。非以饜餮煎炙之味以爲不甘也。非以高臺厚榭邊野之居以爲不安也。雖身知其安也。口知其甘也。目知其美也。耳知其樂也。然上考之不中聖王之事。下度之不中萬民之利。是故子墨子曰。爲樂非也。<sup>53)</sup>

今嘗計軍上竹箭羽旄彔幕甲盾撥劫。往而靡弊。胼冷不反者。不可勝數。又與矛戟戈劍乘車。其列往。碎折靡弊而不反者。不可勝數。與其牛馬肥而往。瘠而反。往死亡而不反者。不可勝數。……國家發政奪民之用。廢民之利。若此甚衆。然而何爲爲之。曰。我貪伐勝之名。及得之利。故爲之。子墨子言曰。計其所自勝。無所可用也。計其所得。反不如所喪者之多。<sup>54)</sup>

今王公大人天下之諸侯。……將必皆差論其爪牙之士。皆比列其舟車之卒伍。於此爲堅甲利兵以往攻伐無罪之國。入其國家邊境。艾刈其禾稼。斬其樹木。墜其城郭。以涇其溝池。攘殺其牲牷。燔潰其祖廟。頸殺其萬民。覆其老弱。遷其重器。<sup>55)</sup>

49) 墨子, 卷之六, 節葬下第二十五。  
50) 墨子, 卷之六, 節葬下第二十五。  
51) 墨子, 卷之六, 節葬下第二十五。  
52) 墨子, 卷之六, 節葬下第二十五。  
53) 墨子, 卷之六, 節葬下第二十五。  
54) 墨子, 卷之六, 節葬下第二十五。  
55) 墨子, 卷之六, 節葬下第二十五。



穀不收謂之飢。歲饑則士者大夫以下。皆損祿五分之一。旱則損五分之二。凶則損五分之三。饑則損五分之四。飢則盡無祿。寡食而已矣。故飢凶存乎國。人君徹鼎食五分之五。大夫徹縣。士不入學。君朝之衣不革制。諸侯之客。四鄰之使。饗饗而不盛。徹駉駉塗不芸。馬不食粟。婢妾不衣帛。此皆不足之至也。<sup>59)</sup>

然しながら墨子が重賦厚斂を非として『常役常征』をとるはそもく民の苦を除くこと前述せるところの如くである。従て若し民の苦痛よりもむしろ民の利にあたるならば重賦厚斂必ずしも排すべきでない。否その場合は重賦厚斂は重賦厚斂とはならぬとさへも言へる。そこで墨子は曰ふ。

聖王之爲舟車也。則我弗敢非也。古者聖王亦嘗厚斂乎萬民以爲舟車。既以成矣。曰吾將惡許用之。曰舟用之水。車用之陸。

君子息其足焉。小人休其肩背焉。故萬民出財賚以予之。不敢以爲感恨者何也。以其反中民之利也。<sup>60)</sup>

そしていまかく税を民利の増進に用ゆるときは重賦厚斂必ずしも重賦厚斂とみるべからず、従てこれを排撃するの理由をみずとする思想の背後には租税の根據としての所謂對價説をみることができぬ。

59) 墨子、卷之一、七患第五。

60) 墨子、卷之八、非樂上第三十二。